

認定リサイクル製品の申請に当たっての留意事項

1 趣旨

本制度は、山口県内の循環資源を原材料の一部として製造されたリサイクル製品の利用促進を図り、県内の循環資源の有効活用を進めるための制度です。

2 循環資源

廃棄物等のうち有用なものを指しますが、他の事業者が再生した循環資源を購入し、新たな製品の原材料とする場合も対象となります。

3 対象製品

用途に応じた品質を保持し、一般的な市場性を有する製品です。したがって、JIS規格をはじめとした公的機関等の基準（業界の自主基準等を含む。）に準拠して製造された製品を対象とします。

なお、土木建築資材については、山口県土木工事共通仕様書等、県の発注工事に使用できる資材の基準に適合している必要があります。

4 許可・届出

製造に当たり、廃棄物処理法等に基づく許可や届出が必要となる場合、申請時に要件を具備していることが必要となります。

5 品質管理

リサイクル製品の利活用拡大に当たっては、製品規格の保持や安全性の確保等、ユーザーからの信頼を得ることが極めて重要になります。

このため、品質確保のために定期的実施すべき検査の内容や頻度等を定めた品質管理規程を作成し、申請書に添付の上、確実に実施することを認定の要件としています。

6 その他

申請者が、過去3年以内に廃棄物処理法に基づく許可を取り消されたことがある場合、認定の対象外になります。また、認定後に許可を取り消された場合、認定取り消しになります。